

「政令月収の計算方法」

入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計額から次に掲げる額を控除した額を12で割り1ヶ月分の政令月収を算出します。

[計算式]

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額 (入居者及び同居者の合計)} - \text{控除合計金額}) \div 12 \text{ヶ月}$$

[各種控除]

1. 同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1人につき38万円
2. 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上) 1人につき10万円
3. 特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満) 1人につき25万円
4. 障がい者(特別障がい者以外の障がい者、療育手帳B級、身体障害者手帳3級～6級等) 1人につき27万円

特別障がい者(重度の知的障がい者、療育手帳A級、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳に恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第3項症までである者と記載のされている者等)

1人につき40万円

5. 寡婦又は寡夫

1人につき27万円

(その者の所得が27万円未満である場合は、当該所得金額)

給与所得者1人の場合の粗収入早見表

(単位:円)

区分	収入基準 政令月収	同居(扶養)親族				
		0人(单身)	1人	2人	3人	4人
一般世帯	104,000円以下	2,043,999 (170,333)	2,583,999 (215,333)	3,127,999 (260,666)	3,663,999 (305,333)	4,135,999 (344,666)
	123,000 "	2,367,999 (197,333)	2,911,999 (242,666)	3,451,999 (287,666)	3,947,999 (328,999)	4,423,999 (368,666)
	139,000 "	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)
	158,000 "	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量世帯	186,000 "	3,447,999 (287,333)	3,943,999 (328,666)	4,415,999 (367,999)	4,891,999 (407,666)	5,367,999 (447,333)
	214,000 "	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

(注) 上段は年収、下段()内は月収の目安です。

※ 裁量世帯 高齢者世帯、障がい者の方や小学校就学前の子供などがおられる世帯
詳しくは募集案内P.3※裁量世帯とは参照